

行田市議会告示第4号

行田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

行田市議会議長 福島 ともお



第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。